

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(抄) (平成十年十二月二十八日)

(政令第四百二十号)

(一種病原体等)

第一条の二 法第六条第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

- 一 アレナウイルス属チャパレウイルス
- 二 エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス

(三種病原体等)

第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

- 一 アルファウイルス属イースタンエクインエンセファリティスウイルス(別名東部ウマ脳炎ウイルス)、ウエスタンエクインエンセファリティスウイルス(別名西部ウマ脳炎ウイルス)及びベネズエラエクインエンセファリティスウイルス(別名ベネズエラウマ脳炎ウイルス)
- 二 オルソポックスウイルス属モンキーポックスウイルス(別名サル痘ウイルス)
- 三 コクシディオイデス属イミチス
- 四 シンプレックスウイルス属Bウイルス
- 五 バークホルデリア属シュードマレイ(別名類鼻疽菌)及びマレイ(別名鼻疽菌)
- 六 ハンタウイルス属アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス及びラグナネグラウイルス
- 七 フラビウイルス属オムスクヘモラジックフィーバーウイルス(別名オムスク出血熱ウイルス)、キャサヌルフォレストディジーズウイルス(別名キャサヌル森林病ウイルス)及びティックボーンエンセファリティスウイルス(別名ダニ媒介脳炎ウイルス)
- 八 ブルセラ属アボルタス(別名ウシ流産菌)、カニス(別名イヌ流産菌)、スイス(別名ブタ流産菌)及びメリテンシス(別名マルタ熱菌)
- 九 フレボウイルス属SFTSウイルス及びリフトバレーフィーバーウイルス(別名リフトバレー熱ウイルス)
- 十 ヘニパウイルス属ニパウイルス及びヘンドラウイルス

十一 リケッチア属ジャポニカ(別名日本紅斑熱リケッチア)、ロワゼキイ(別名
発しんチフスリケッチア)及びリケッチイ(別名ロッキー山紅斑熱リケッチ
ア)

(四種病原体等)

第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げる
ものとする。

- 一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH七
N九であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))に限る。
- 二 クラミドフィラ属シッタシ(別名オウム病クラミジア)
- 三 フラビウイルス属ウエストナイルウイルス、ジャパニーズエンセファリテ
ィスウイルス(別名日本脳炎ウイルス)及びデングウイルス

(特定一種病原体等)

第十五条 法第五十六条の三第一項第一号に規定する政令で定める一種病原体
等は、次に掲げるものとする。

- 一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、
フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス
- 二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、
スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス及びレストンエボ
ラウイルス
- 三 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス(別
名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス)
- 四 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス

(二種病原体等の所持の許可)

第十六条 法第五十六条の六第一項の許可は、事業所ごとに受けなければなら
ない。

(法第五十六条の七第六号、第八号及び第九号の政令で定める使用人)

第十七条 法第五十六条の七第六号、第八号及び第九号に規定する政令で定め
る使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する
場所で、二種病原体等の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くも
の

(所持の許可に係る変更の許可の申請)

第十八条 二種病原体等許可所持者は、法第五十六条の十一第一項(法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定による変更の許可を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

(二種病原体等の輸入の許可)

第十九条 法第五十六条の十二第一項の許可は、輸入しようとする二種病原体等の種類ごとに受けなければならない。

(三種病原体等の所持の届出)

第二十条 法第五十六条の十六第一項の届出は、事業所ごとにしなければならない。

(運搬証明書の書換え)

第二十一条 運搬証明書の交付を受けた者は、当該運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

(運搬証明書の再交付)

第二十二条 運搬証明書の交付を受けた者は、当該運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

(不要となった運搬証明書の返納)

第二十三条 運搬証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該運搬証明書(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した運搬証明書)を交付を受けた都道府県公安委員会に返納しなければならない。

- 一 運搬を終了したとき。
- 二 運搬をしないこととなったとき。
- 三 運搬証明書の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された運搬証明書を発見し、又は回復したとき。

(都道府県公安委員会との連絡)

第二十四条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会(以下この条において「関係公安委員会」という。)は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 出発地を管轄する都道府県公安委員会(以下この号において「出発地公安委員会」という。)以外の関係公安委員会にあっては、出発地公安委員会を通じて、法第五十六条の二十七第一項の届出の受理及び運搬証明書の交付並びに同条第二項の指示を行うこと。
 - 二 法第五十六条の二十七第二項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。
 - 三 前二号に定めるもののほか、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。
- 2 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、第二十一条の規定による届出、第二十二条の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、当該一の関係公安委員会以外の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。